

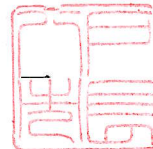


特別管理産業廃棄物処分量許可証

東京都品川区大崎一丁目11番1号
八戸製錬株式会社
代表取締役 八丁 和也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄



許可の年月日 令和5年8月13日
許可の有効年月日 令和10年8月12日

1. 事業の範囲

事業の区分	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
焼却	別表1のとおり
製錬(加熱成型・焼結・溶融)	別表2のとおり
中和	別表3のとおり
溶解・中和	別表4のとおり
シアン化合物の分解・中和	別表5のとおり
脱塩	別表6のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
焼却施設(ロータリーキルン式)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	汚泥: 9.5t/日 廃油: 4.3m ³ /日 (24時間稼働)	平成8年9月13日
			平成14年6月25日 14-15-1
製錬(加熱成型・焼結・溶融)施設	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸4番16、14番2	ばいじん: 534t/日 燃え殻: 450t/日 汚泥: 584t/日 廃酸: 6.2m ³ /日 (24時間稼働)	昭和43年9月1日
			— —
中和施設(溶解・中和施設)(No. 1~No. 3中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ: 60m ³ /日 (20m ³ ×3) (24時間稼働)	令和元年12月5日
			令和元年9月20日 R1-6-1
中和施設(溶解・中和施設)(No. 4中和槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16、14番2	汚泥 廃酸 廃アルカリ: 200m ³ /日 (24時間稼働)	令和元年12月5日
			令和元年9月20日 R1-6-2
中和施設(総合排水処理施設No. 2反応槽)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	廃酸: 47m ³ /日 (24時間稼働)	昭和43年9月1日
			— —
シアン化合物の分解施設	青森県八戸市大字河原木字海岸4番16	廃アルカリ: 6.67m ³ /日 (8時間稼働)	平成18年12月14日
			平成18年12月14日 18-11-1
脱塩施設(脱水施設)	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145、字海岸4番16	ばいじん又は汚泥: 165t/日 (24時間稼働)	平成18年1月20日
			平成26年11月28日 26-1-1

3. 許可の条件

無し

(第1面: 第2面に続く)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年8月13日	更新許可
平成10年10月19日	変更許可
平成12年3月14日	変更許可
平成15年8月13日	更新許可
平成20年11月6日	更新許可
平成20年11月6日	変更許可
平成24年12月7日	変更許可
平成25年7月25日	変更許可
平成25年8月13日	更新許可
平成28年12月13日	変更許可
平成30年10月5日	更新許可
令和2年6月12日	変更許可
令和5年8月13日	更新許可
令和7年7月23日	書換え(代表者)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)



別表1

中間処理 焼却

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																											
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																						○					
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																						×					
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																						×					
感染性産業廃棄物																						×					
特定有害産業廃棄物																											
廃ポリ塩化ビフェニル等																						×					
ポリ塩化ビフェニル汚染物																						×					
ポリ塩化ビフェニル処理物																						×					
廃水銀等																						×					
指定下水汚泥																						×					
廃石綿等																						×					
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・一・二・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエタン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサソ	ダイオキシン類
	鉍さい	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—
	ばいじん	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	
	燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	×	
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	汚泥	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
	廃酸	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	備考																										

○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの

別表2

中間処理 製錬（加熱成型・焼結・溶融）

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																										
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）																	×									
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）																※1	○									
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）																	×									
感染性産業廃棄物																	×									
特定有害産業廃棄物																										
廃ポリ塩化ビフェニル等																	×									
ポリ塩化ビフェニル汚染物																	×									
ポリ塩化ビフェニル処理物																	×									
廃水銀等																	×									
指定下水汚泥																	×									
廃石綿等																	×									
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサソ	ダイオキシソ		
		鉍さい	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		ばいじん	※1	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
		燃え殻	※1	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
		廃油		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		汚泥	※1	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
		廃酸	※1	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		廃アルカリ		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		備考	※1 これらについて製錬原料（亜鉛、鉛、カドミウム、ビスマス、白金、金、銀、銅、スズ、アンチモン、鉄、ニッケル、ケイ素、カルシウム、パラジウム、テルル、インジウム、アルミニウム、硫黄又は炭素）のいずれかを含むものに限る。																							

○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの



別表3

中間処理 中和

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																							
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)													×										
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)													○										
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)													○										
感染性産業廃棄物													×										
特定有害産業廃棄物																							
廃ポリ塩化ビフェニル等													×										
ポリ塩化ビフェニル汚染物													×										
ポリ塩化ビフェニル処理物													×										
廃水銀等													×										
指定下水汚泥													×										
廃石綿等													×										
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
	鉍さい	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—
ばいじん	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	
燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	×	
廃油	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
汚泥	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
廃酸	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
廃アルカリ	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
備考																							

○：取り扱うも ×：取り扱わないもの

別表4

中間処理 溶解・中和

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																									
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																						×			
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																						×			
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																						×			
感染性産業廃棄物																						×			
特定有害産業廃棄物																									
廃ポリ塩化ビフェニル等																						×			
ポリ塩化ビフェニル汚染物																						×			
ポリ塩化ビフェニル処理物																						×			
廃水銀等																						×			
指定下水汚泥																						×			
廃石綿等																						×			
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	一・二・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサソ	ダイオキシン類
	鉍さい	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—
	ばいじん	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	
	燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	×	
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	汚泥	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃酸	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	廃アルカリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考 ○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの



別表5

中間処理 シアン化合物の分解・中和

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																						
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)														×								
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)														×								
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)														※1 ○								
感染性産業廃棄物														×								
特定有害産業廃棄物																						
廃ポリ塩化ビフェニル等														×								
ポリ塩化ビフェニル汚染物														×								
ポリ塩化ビフェニル処理物														×								
廃水銀等														×								
指定下水汚泥														×								
廃石綿等														×								
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
		カドミウム又はその化合物	水銀又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物
鉱さい		×	×	×	×	×															×	
ばいじん		×	×	×	×	×															×	×
燃え殻		×	×	×	×	×															×	×
廃油								×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
汚泥		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
廃酸		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
廃アルカリ	※1	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考 ※1 シアン化合物を含むものに限る。
 ○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの

別表6

中間処理 脱塩

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類																											
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)																						×					
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)																						×					
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)																						×					
感染性産業廃棄物																						×					
特定有害産業廃棄物																											
廃ポリ塩化ビフェニル等																						×					
ポリ塩化ビフェニル汚染物																						×					
ポリ塩化ビフェニル処理物																						×					
廃水銀等																						×					
指定下水汚泥																						×					
廃石綿等																						×					
産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサソ	ダイオキシソ	
	鉍さい	×	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	
	ばいじん	×	○	○	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	○	
	燃え殻	—	×	×	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	×	
	廃油	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	汚泥	※1	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	廃酸	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	廃アルカリ	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

備考 ※1 ばいじんを処理したものに限る。
 ○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの